

各種リスクへの取り組み

市場リスク

「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替等、市場が変動することにより損失を被るリスクです。

〈中央ろうきん〉では、資産・負債全体の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）により月次で計測し、取得したリスク量が設定したリスク限度額の範囲に収まるようにコントロールしています。

「市場リスク」のうち「金利リスク」については、VaRのほかBPV（ベーク・ポイント・バリュー）などを用いて管理・分析を行っています。また、VaRだけでは十分に捉えられないリスクを補完するため、将来起こり得る変動や過去のショック時の変動をシナリオとしたストレステストを定期的の実施し、ストレス事象の顕現化による損失が経営に及ぼす影響を検証しています。

信用リスク

「信用リスク」とは、取引相手の信用状態の悪化等により損失を被るリスクであり、債券保有などの市場取引に伴い発生する「市場信用リスク」と、貸出取引等に伴い発生する「与信信用リスク」があります。

〈中央ろうきん〉では、「市場信用リスク」について、格付機関の格付けにより算出した期待損失額に基づきリスク限度額を設定し、「与信信用リスク」については、過去のストレス事象に基づきリスク限度額を設定しています。各リスク量が、設定したリスク限度額の範囲に収まるようにコントロールしています。

また、資産査定に基づき、償却・引当を適切に行い、資産の健全化を図っています。

流動性リスク

「流動性リスク」には、資金の急激な流出などにより必要な資金を確保できなくなる「資金繰りリスク」と、市場の混乱などにより通常の市場取引ができなくなる「市場流動性リスク」があります。

〈中央ろうきん〉では、「資金繰りリスク」については、資金繰りに関する管理手続を定め、資金繰り逼迫時の迅速な対応に備えています。また、「市場流動性リスク」については、常に市場の状況などをモニタリングしており、市場の混乱や縮小等の兆候があれば、早期に把握して対処を図ることとしています。

オペレーショナルリスク

「オペレーショナルリスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクです。

〈中央ろうきん〉では、「オペレーショナルリスク」を次のとおり区分し、管理しています。

1 事務リスク

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは役職員の過失や不正等に起因して不適切な事務が行われること、または自然災害や感染症の集団感染等により業務継続が困難となることによって損失を被るリスクです。

〈中央ろうきん〉では、営業店事務実態のモニタリングによる事務リスク管理態勢の検証や、各種研修の実施などを通じて、事務手続規程および事務管理マニュアル等の手続を遵守した事務処理を励行し、リスクの極小化を図っています。また、リスク管理委員会の下に事務リスク管理作業部会を設置し、事務リスク管理の高度化に向けた態勢を構築しています。

2 システムリスク

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの停止・誤作動などのシステムの不備やコンピュータの不正使用、およびサイバー攻撃により損失を被るリスクです。

〈中央ろうきん〉のオンラインシステムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会総合事務センターが行っています。同センターは、付近に活断層のない良質な地盤に立地し、耐震・免震構造、停電や電圧低下対応など、強固な災害対策が施されています。また、大規模災害時の業務継続への対応としてバックアップセンターを構築し、データの安全確保としては、重要なデータの二重化、ソフトウェアおよびデータの遠隔地保管を行っています。

〈中央ろうきん〉では、各種事務手続規程を整備して障害の未然防止に努め、システムの円滑な運用を図っています。また、サイバー攻撃に対しても、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのP-SIRT態勢を構築しています。

危機管理体制

〈中央ろうきん〉では、自然災害やコンピュータシステム障害、新型インフルエンザ等の危機発生時に対する基本的な方針として「危機管理基本規程」を制定しています。

危機発生時には、「危機管理統括本部」を設置し、一元的に管理できる指揮組織・指揮系統を整備しています。さらに、大規模な災害等が発生した場合においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう「業務継続計画細則」「オンライン障害時営業店業務継続要領」等を制定し、迅速に対応できる体制を整備しています。

また、危機発生時を想定した各種の訓練を定期的の実施するなど体制の強化にも取り組んでいます。

3 法務リスク

「法務リスク」とは、法令・契約等に違反する行為や、金庫の商品制度、規程、契約内容等に法的不備があることにより損失を被るリスクです。

〈中央ろうきん〉では、業務主管部署または法務リスク管理部署において商品制度、規程、契約内容等のリーガルチェックを行い、業務全般における法的点検を実施しているほか、法務問題に対し必要に応じて弁護士等外部専門家と連携し、的確な対応を図ることで、法務リスクの顕在化を未然に防止するよう努めています。

4 風評リスク

「風評リスク」とは、〈中央ろうきん〉に対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクです。

〈中央ろうきん〉では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、風評に係わる情報を早期に把握・対処できる体制として、上部団体である全国労働金庫協会・労働金庫連合会との危機情報連絡ルートの確保や、本部・営業店間の緊急時における連絡体制の徹底を図るなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

